

柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会 第4回会議 会議録

開催年月日	平成27年8月4日（火）	
開催場所	柏原市教育委員会教育委員会室	
開催時間	午後7時30分	
出席委員 （順不同）	島 会長 茨木 委員 松永 委員 今水 委員 小川 委員 浦上 委員	藤村 副会長 水原 委員 興梠 委員 辰巳 委員 平田 委員
事務局	吉原教育長 蛇草教育監 松田学務課長 赤塚学務課指導主事	尾野教育部長 中野次長兼教育総務課長 野間指導課長
傍聴者	なし	
議事案件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回審議会議事録の確認と承認 ・ 審議事項について <ul style="list-style-type: none"> ① 学校の適正な規模とは何か ② 適正な学校配置とは何か 	

【事務局】 ただ今より、第4回柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会を開催いたします。

本日の司会をさせていただきます、学務課の赤塚でございます。よろしく願いいたします。

会議に入る前に、事務局から資料の確認と簡単な説明をさせていただきます。

【事務局】 事前に郵送させていただいた資料ですが、1枚目は次第、2枚目は「答申案1」、3枚目は補助資料でございます。その後ろには、前回お配りしました資料No. 14とNo. 16の差し替え、そして今回新たに付け加えましたNo. 17、No. 18でございます。

さらに、前回の審議会中のご意見にありました柏原市の小中一貫教育についての資料を本日新たに付け加えました。No. 19は平成21年11月作成の柏原市幼小中一貫教育についての概要が記載された冊子です。No. 20は幼小中一貫教育の成果と課題でございます。資料一覧表も新たに作成し

ましたので、申し訳ありませんが資料の追加と一覧表の差し替えをお願いします。

以上でございます。質問はございませんか。

【委員】 ありません。

【事務局】 ありがとうございます。続きまして、議事に移ります。島会長よろしくお願いたします。

【会長】 まず、第3回審議会議事録について確認します。先日郵送させていただきました議事録をご覧になって、訂正や追加等はございませんか。

【委員】 ありません。

【会長】 では承認します。

【事務局】 ありがとうございます。後日ホームページに掲載させていただきます。

【会長】 本日の審議事項は二つ。一つ目は「学校の適正な規模とは何か」、二つ目は「適正な学校配置とは何か」です。それでは本日の審議事項について事務局より説明をお願いします。

【事務局】 内容に入る前に、「答申案1」をご覧ください。これまでにご審議いただいた「学校規模・学校配置の適正化について検討する際の視点」をまとめました。今後、これに肉付けし、次回審議会では「中間答申案」を提案させていただきます。予定です。

【会長】 これまで話し合われてきたことについて共通理解が図れたものを整理していただきました。今後これらの項目に沿って答申が出されるのですが、その準備ということです。「答申案」とありますが、資料、たたき台、論点骨子といったところですね。この方向で文章化するというところでご了承いただけますか。

【委員】 はい。

【会長】 では審議事項に入ります。事務局からお願いします。

【事務局】 「適正な学校規模について」ですが、前回ご審議いただいた内容を受け、資料14を差し替えております。メリット、デメリットの内容は同じですが、分類の仕方を「学習面」「生活面」「学校経営面」「その他」に変更

し、それぞれの中で「学習活動」や「指導」のようにさらに分類をしました。また、他市の状況を調べるとこのように分類している市が比較的多いことがわかりました。

続いて資料17をご覧ください。これは基本的に小規模校や大規模校のデメリットを解消できる適正な学校規模の事務局案でございます。上半分が小学校、下半分が中学校でございます。まず、小学校の適正規模ですが、国の基準では12～18学級のところ、事務局案では12～24学級としております。理由としては、資料に記載しております。

【12学級以上】

- ・一定規模の児童の中で、互いに学び合い、競い合い、助け合える環境づくりが必要である。そこで、学習面で「学級間の相互啓発がなされにくい」等や生活面で「人間関係や相互の評価等の固定化」等の解消のために、最低「各学年でクラス替えが可能な規模（1学年2学級）」が必要である。

【24学級以下】

- ・24学級は、特別教室や体育館等の施設利用の面で、体育で週1回合同体育を実施するなど、一定の工夫をする必要があるが、学級活動に制約が生じず、十分な教育効果を得ることができることから、24学級以下を適正規模とする。

続いて資料16をご覧ください。特別教室の割り当てについて記載しております。上の小学校の方をご覧ください。特別教室には音楽室や家庭科室、理科室、体育館等があります。家庭科室や理科室は教室を使う場合も多いですが、体育の授業では必ず運動場か体育館を使用します。また、どの学年もほぼ週3時間体育がありますので、使用割り当てを考えるのが難しくなります。そこで、運動場と体育館の割り当てについて考えてみます。時間割表を見ると、週5日間にそれぞれ6時間目までありますので、全コマ数は30コマです。体育館も同じように30コマありますので、合わせて60コマになります。全学級数が18学級の場合、各学級は3時間の授業がありますので $18 \times 3 = 54$ コマ埋まり、60コマ以内で時間割を組むことが可能です。

24学級の場合は72時間になりますので、60コマの時間割表には入りきりません。しかし、小学校では週に1回は学年合同体育を行うことが多々あります。また、体育館や運動場を同時に使用するなど、一定の工夫をすることにより、24学級でも60コマ以内に抑えることは可能になります。

以上のことをふまえて、資料17の24学級以下をご覧ください。24学級は特別教室や体育館等の施設利用面で、一定の工夫をする必要が

あるが、学級活動に制約は生じず、十分な教育効果を得ることができることから、24学級以下を適正規模とします。

また、小学校の小規模校は6～11学級、大規模校は25～30学級としました。理由は、表の小規模校の理由の欄をご覧ください。

【許容できる小規模校の下限】

○各学年単学級

○1学年20名程度の児童数

- ・適正規模でない学校は、統合再編の対象校である。
- ・地理的条件等で、小規模校であっても統合等の適正配置が困難な学校の場合、学習面、生活面、学校経営面等で様々な教育効果を高める取り組みが必要である。
- ・全学年単学級校の場合は、1学級に20名程度の児童数があることが望ましい。（全児童数で約120名程度）
- ・20名の理由：話し合い活動を協同的に進め、互いの良さを経験させるなど、グループでの討論、検討など思考の多様化や複眼化を求める学習の場を考えれば、1班5～6名編成で4～6班できる事が望ましい。小規模校のデメリットをある程度緩和できるものとする。

続いて、中学校の適正規模でございます。国の基準では12～18学級のところ、事務局案では9～15学級としております。理由については表をご覧ください。

【9学級以上】

- ・中学校は、教科担任制であり、各教科に専門の教員を確保することが必要である。授業時間の多い5教科（国、社、数、理、英）については、複数の教員の配置が望ましいことから、 $5 \times 2 + 4 = 14$ 名の配置が可能な9学級以上は必要である。また、5教科の教員が一つの学年を全て担当することが可能であり、学習指導や生徒指導等について、教員同士が相談、研究、協力、切磋琢磨等が行いやすい教員数を配置できる15学級までを、適正規模とする。

【15学級以下】

- ・学習面で「生徒一人ひとりの活躍する機会」を増やす、生活面で「生徒の人間関係」を希薄にしない、「教員が生徒一人ひとりの把握が十分できる」、学校経営面で、「特別教室や体育館等の施設利用の面から、学校活動に制約が生じない」等、十分な教育効果を得ることができることから、15学級以下を適正規模とする。

中学校の小規模校は6～8学級、大規模校は25～30学級としました。

理由については表をご覧ください。

【許容できる小規模校の下限】

○各学年2学級（学校規模6学級）

- ・適正規模でない学校は、統合再編の対象校である。
- ・地理的条件等で、小規模校であっても統合等の適正配置が困難な学校の場合、学習面、生活面、学校経営面等で様々な教育効果を高める取り組みが必要である。
- ・中学生は大人になるための過渡期であり、たくさんの仲間と切磋琢磨しながら多くの体験を通して成長する必要がある。そのため、生徒の自立を促進し、たくましく生きる力を育成する上で、集団の固定化は避ける必要がある。また、教科数以上の教職員の確保からも考慮に入れて、クラス替えができる各学年2学級（学校6学級）は必要である。

以上が事務局からの学校規模についての提案でございます。ご審議よろしく申し上げます。

【会 長】 ご意見があればお願いします。

【委 員】 例えば学校を統合した場合、適正規模とする24学級に収まるのですか。

【事 務 局】 はい、収まります。

【委 員】 この審議会はゆとり教育がベースとなっているのですか。小中一貫校の考え方はいいと思いますが、個人的には昔の競争力のある、個性を伸ばすような教育がいいと思います。個性を伸ばす教育は小学校でされているのですか。

【委 員】 個性を伸ばす教育は大切にしています。「ゆとり」には、カリキュラム、環境、教員の仕事量など様々な観点が含まれていて、これらが複雑に絡み合っていますので、ハード面、ソフト面、学校の目標を絡めて考えています。この場ではハード面についてしっかり話し合いたいと思います。

【会 長】 今はゆとり教育とはあまり言いませんが、ゆとり教育のとらえ方は人それぞれものさしが違うのでそれだけで議論になります。個性尊重と切磋琢磨というのは、対立するものではなく、両方とも大切にしながら人格形成につなげていく必要があります。どんな教育を大切にするのかという大切なテーマが含まれているので、この場でなくても整理をする必要があります。

何かご意見はありますか。

- 【委員】 今後土曜日が復活することは今回の案に含まれていますか。
- 【事務局】 今のところ考えていません。
- 【副会長】 非常によく考えた根拠づけ、理由づけになっています。しかし、学校規模のことと、何人の子どもで学級を構成するのかということが気になります。小学校では「1学級20名程度が望ましい」としていますが、中学校も同じですか。
- 【事務局】 はい。
- 【副会長】 中学校も同じように20名程度と書いておいた方が良いと思います。それから、資料に「学級活動に問題が生じる」とありますが、どんなことを想定していますか。
- 【事務局】 学級数が多くなると、特別教室利用でバッティングします。
- 【副会長】 ということは、学習活動ですね。
それから、小学校の小規模校の理由として「複眼化」とありますがどのような意味ですか。
- 【事務局】 たくさんの教員の目で子どもをみるという意味です。
- 【副会長】 あまり適切な表現ではないように思います。
規模についての根拠はとてもよく考えておられて納得できます。
- 【会長】 他にいかがでしょうか。かなり専門的な話になってきていて学校関係者以外の方もわかりにくいことがあればおっしゃってください。最終的には学校関係者以外の方にも示すこととなりますので。
- 【委員】 資料のところで「適正規模でない学校は統合再編の対象校である」とこう言い切られるのはいかがでしょうか。それならば、小規模について書かなくて良いのではないのでしょうか。あえて書いてあるということは、小規模校も認めるということでしょうか。それとも、例外として認めることもあるということでしょうか。
- 【委員】 この一文は改めて書かなくても良いように思います。
- 【会長】 理屈から言うと、適正規模は12～18学級。適正でない学校とは19

学級以上と11学級以下となります。ただし、柏原市の場合、19学級以上の大きい学校はないので省きます。では、適正規模に達しない小さい学校をどうするかということを経務局は考えておられると思います。本来適正でないということは適正にするべきです。小規模校を適正規模にするのかどうか、さらに、適正規模にできる学校とできない学校があると思います。では、適正規模にできない学校ではどうするのかということが小規模校の中に書いてあるのかどうかお答えいただきたいと思います。

【事務局】 まず大枠として、適正規模から外れた場合は統合再編の対象であると考えます。しかし、そうできない場合のことを資料に記載しました。小規模校になれば、単学級では1学級最低限20名程度の児童数は必要であろうということです。

【委員】 中学校は「クラス替えができる各学年2学級は必要である」とあります。堅上中学校はどう考えるのでしょうか。

【事務局】 堅上中学校は全学年単学級でありますので、本来統合を考えなければいけないところですが、小規模特認校として存続させたいと思います。

【委員】 それならば、中学校も小学校と同じような形で書く必要があると思います。

【委員】 理由になっていないものは省いた方が良くと思います。
また、書き方の順番も工夫した方が良くと思います。地理的条件が一番下の方が良いのではないのでしょうか。

【会長】 少し整理します。こうあってほしいという学校の大きさを適正規模と表現します。12～24学級がそれです。それより大きい学校は柏原市の場合関係ありません。それより小さい学校は小規模校で適正ではないということですが、それが難しい学校もあるということです。「小規模校は統合再編の対象とする」とまずしておいて、「しかし、地理的条件等で再編統合が難しい学校もある。その場合は、学級の人数を配慮して教育効果が損なわれないようにする。」というのが理屈ではないのでしょうか。
中学校も同じことが言えると思います。

【会長】 堅上中学校は3学級ですよね。

【事務局】 はい。各学年1学級です。

【会長】 高等学校の場合は20名というのは可能ですが、小中学校の場合は無理

があります。地域に住んでいる子どもの数で決まるのですから。教育論の希望としては良いですが、20名に達しなくても普通は何の手立ても打てなくなります。柏原市ではこれまでできてきたような特認校の呼びかけなどの手立てを打ち続けることが必要ですね。

【事務局】 堅上小中学校の場合は上限を20名として特認校の募集をかけています。

【会長】 なるほど、そこに哲学があるわけですね。それならば、20名と書かなくても良いのではないかとも思いますが。

【委員】 部活動による指定校就学変更などを利用するのも有効かもしれません。

【会長】 ありがとうございます。出てきた意見を加味されて、小学校も中学校も書き方を揃えるようにお願いします。

【委員】 資料19を見ていて、確認なのですが、柏原市としては校区は崩さないのですね。もし統合された場合、違う学校の方が近いということが起こりえますが、通学路の問題はどうなりますか。

【事務局】 校区の見直しや境界の地域は学校を選択できるようにするなども考えていくことになるかと思えます。

【会長】 ありがとうございます。大切な視点です。しかし、二つのことを同時に議論するのは難しいので、今は、学校の大きさを考えて、どのように配置していくかを考えましょう。

規模についてはほぼ整理できたかと思えますが、何かあればどうぞ。

【委員】 統廃合したら財政面はどうなりますか。

【事務局】 例えば単純に2校が1校になるわけですから、経費は減ります。先生の数も減ります。

【会長】 わかりやすい例を出すと、2つの学校が1つになれば、管理職が半分になります。その浮いた分でどこを充実させるのかが大切です。

学校数を減らすと緊縮財政として良いではないかとなりますが、そうではありません。私たちは子どもにとってどれだけ良い効果をもたらすかということを考えるのが第一です。財政面を無視するわけにはいきませんが、逆立ちしてはいけません。まずは教育論をしっかり議論しなければいけません。

【委員】 事務局案として資料が出されていますが、答申の折に学校名まで出すのでしょうか。

【事務局】 今後、中学校区ごとに話すこととなりますので、学校名を出します。

【委員】 具体の学校名を出して議論した方がイメージしやすいです。

【会長】 今は第一部の適正規模について整理できました。次は第二部で、具体的な学校名を出して校区ごとに審議していくこととなります。

【副会長】 地理的条件なのか、児童数が優先なのか、後々そういう議論になるのでしょうか。

【事務局】 危険区域という地理的な要因も重なって出てくると思います。

【会長】 なるほど。ただ、表記は揃えた方が良いでしょうね。

【会長】 ここで一旦区切らせていただきます。
審議事項2「適正な学校配置とは何か」について事務局からお願いします。

【事務局】 資料には載せていませんが、桜坂小中学校について触れます。審議会の初めの段階でお伝えするべきでしたが、桜坂小中学校は児童自立支援施設である修徳学院の児童生徒が通学する柏原市立の小中学校です。桜坂小中学校には通学区域がなく、施設に入所しているこどもが通っていることや、年間を通して児童生徒数が大幅に増減することなど、他の学校とは異なった要素を含んでおりますので、今回の適正規模・適正配置審議会の審議の対象外と考えたいと思います。

【会長】 桜坂小中学校については、今回の審議には馴染まない、今回は通学区域のある学校を対象とするということですね。よろしいですか。

【委員】 はい。

【事務局】 ありがとうございます。では続けます。

資料18をご覧ください。適正配置については、通学区域や通学距離、防災拠点としての配置など、全てに均衡が図られるのが望ましいと考えますが、全ての学校を望ましい位置に再配置し、学校規模も適正化していくことは現実的に難しいと思われまます。そこで、現在の学校配置を基本として学校配置を考える際の順番を図示しました。

まず、第一に適正規模を確保するために学校配置を考えます。柏原市には大規模校はありません。小規模校への具体的対策としては、「学校の統合」、「通学区域の見直し」が考えられます。「学校の統合」にはさらに「学校の新設統合」「学校の増設統合」が考えられ、その際、避難所や防災拠点として機能できるような配置や通学条件の整備も考慮に入れる必要があります。「通学区域の見直し」には「隣接校との線引きの見直し」が考えられますが、地域コミュニティーのつながりや歴史的経緯を考慮に入れると見直しは容易ではありません。また、今後互いに小規模校化が進む中では効果は薄いと思われるので、通学区域の見直しは難しいと考えます。

続いて通学距離についてですが、通学距離は通学条件の整備を考える上で重要な観点となります。事務局としては、通学距離は、安全確保を図りながら徒歩で通学する際の目安として設定したいと考えております。小学校は概ね3 km以内とします。仮に今後小学校の統合が進んで、昭和33年の市政施行時の5校になった場合でも通学距離は約3 kmに収まるからです。一方、中学校は概ね4 km以内とします。中学校は柏原市全域が東西6.60 km、南北6.63 kmで、半径4 kmの円に入るからです。

資料7に示しましたように、国基準では「小学校4 km以内、中学校6 km以内」ですが、柏原市では「小学校3 km以内、中学校4 km以内」として提案させていただきます。

ご審議よろしくお願いたします。

【会 長】 学校を適正にするために統合という方法を考えます。その時に、新しい校舎を建てる新設統合と、今の校舎に手を加える増設統合の二つがあるということです。また、統合の際に通学区域が変わるので通学距離の上限を定めようということでした。通学路の安全確保ということも大切です。どこからでもご意見をどうぞ。

【委 員】 学校の統合ということで、国分地区で中学校を1校にするのかなどのビジョンはどうなっていますか。

【事 務 局】 川のこっちで1つとか川の向こうで1つのようには考えていません。ちなみに国分地区で適正規模を下回っているのは国分東小学校のみです。

【委 員】 一つの小学校から分かれて別々の中学校に行くということはありませんか。

【事 務 局】 柏原市にはありません。一部中学校を選択できる地域もありますが、通っていた小学校の地域の中学校に進学する場合はほとんどです。

【会 長】 他にいかがでしょうか。

【事 務 局】 通学区域の線引きが難しいのは事実ですが、先ほどの選択できる地域をきちんと線引きしましょうという意見や、子どもの数の偏りがあるからここで線引きを変えようという意見があれば考えたいと思います。

【会 長】 新築統合と増設統合の考え方についてはいかがですか。

【事 務 局】 柏原市には新たに学校を建てる土地がないので、新築統合は考えにくいと思います。

【会 長】 この統合というのは同一校種の統合ということですね。柏原市が進めてきた小中一貫教育につながる校種間の統合はまた各論に入った時の議論になるわけですね。

他に何かありませんか。

【会 長】 通学区域を考えるとときに通学路の問題があります。全国的にも事故や不審者の問題があります。また防災上の問題もあります。急な坂道も小学生低学年には負担でしょう。このようなことも少し考える必要があるかもしれません。勿論、通学距離というのも各論の中で外さない視点として大切にしていきたいと思います。

それは、事務局にご提示いただいた案で今後検討を進めていくことで了承いただけますか。

【委 員】 はい。

【会 長】 ありがとうございます。本日の審議は以上で終了します。それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

【事 務 局】 次回の日程についてご案内します。今回は9月10日（木）19時00分からフローラルセンターにて行いますのでよろしくお願いいたします。

【事 務 局】 以上で第4回柏原市小・中学校適正規模・適正配置審議会を終了いたします。ありがとうございました。